

我が国の安全保障の確保について

—集団的自衛権行使容認と武器の使用制限緩和の必要性—

目次

はじめに

1. 集団的自衛権の意義
 2. 我が国の集団的自衛権の解釈の変遷
 3. 集団的自衛権の行使が禁止されていることによる問題点
 - (1) 日米同盟への影響
 - (2) 国連安全保障体制への影響
 - ア. 国連の集団安全保障措置
 - イ. 国連軍又は国連多国籍軍への援助の制限
 4. 武器の使用が制限されていることによる問題点
 - (1) 国際平和協力法の成立
 - (2) 国連を通じた国際平和協力活動への影響
 - ア. 武器の使用制限
 - イ. 本体業務への参加凍結
- おわりに

はじめに

古来より、国家は合従連衡して自国の生き残りを図ったことを歴史が教えている。

今日、各国は、国連の集団安全保障体制と² 国間又は多国間の同盟により、自国の安全を確保している。

ところが、我が国憲法下では、国連 PKO 参加部隊の武器使用には制限¹があり、また、他国が攻撃された場合に他国を援助するための集団的自衛権の行使（武力行使）が禁止²されている。

このため、国連 PKO 参加部隊の活動が制約される、国連軍及び多国籍軍への参加が制約される、同盟国の米軍に対して武力行使に直結する援助ができない、という状況になり、国連加盟国或いは同盟国としての義務が果たせないばかりか同盟国等からの信頼の確保が困難な場合がある。このような事態は、国際協調主義に基づく積極的な平和主義の推進及び日米安全保障体制の強化の障害となっている。

武器使用制限の緩和と集団的自衛権行使容認が必要な理由は、これらの障害を排除し、平和な国際社会の構築と日米同盟等の強化を図ることにある。そして、最終的なゴールは、日本が国際社会で信頼かつ尊敬される国家になることである。

武器使用制限の緩和については、逐次緩和されてきているが、未だ、「任務遂行に対する妨害を排除するための武器使用」が認められておらず、国連 PKO を通じた国際貢献が不完全なものになっている。

集団的自衛権行使容認については、今まさに憲法解釈変更について議論がなされているところである。集団的自衛権行使容認を実現する方法には、憲法改正と憲法解釈の変更の 2 通りある。憲法改正については、2007 年（平成 19 年）5 月 14 日に憲法改正のための手続法である「日本国憲法の改正手続に関する法律」が国会で可決・成立し、2012 年（平成 24）年 4 月 27 日には自民党が「日本国憲法改正草案」を決定・公表するなど憲法改正に向けての動きがない訳ではないが、憲法改正の発議要件の緩和（96 条改正）の議論が全く進展していないなど憲法改正への道はまだ遠い。従って、政府の解釈変更が現状に即した現実的な方法となる。

以下、はじめに集団的自衛権の意義を考察し、次に、集団的自衛権の解釈の変遷を考察し、次に集団的自衛権の行使が禁止されていることによる問題点を考察し、最後に武器の使用が制限されていることによる問題点を考察する。

1. 集団的自衛権の意義

集団的自衛権は、国連憲章によって初めて登場した概念であるといわれる。1944 年に米国、英国、ソ連、中華民国の 4 カ国がまとめたダンバートン・オークス提案には「集団的自衛権」の概念は盛り込まれていなかった。ところが、1945 年 4 月から 6 月にかけて国連憲章を決定するために開催されたサンフランシスコ会議で、常任理事国による拒否権濫用により集団安全保障が機能しなくなることを恐れたラテンアメリカ諸国の要望により、集団的自衛権行使を認める 51 条³が盛り込まれた。

集団的自衛権を、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利である」とするならば、集団的自衛権を行使するかどうかは各国の自由となり、世界のどこへでもかけて武力行使が可能であるということになる。そこで、集団的自衛権の濫用を防止するための集団的自衛権の行使の要件が必要とされた。

国際法上の集団的自衛権行使の要件について初めて重要な判断を示したのが、1989 年のニカラグア事件に関する国際司法裁判所の判決である。その判決は、次の 2 つの要件⁴をあげている。

- ① 攻撃を受けた国による攻撃事実の宣言

②攻撃を受けた国による他国に対する援助要請

爾後、この判決は、集団的自衛権の恣意的な運用を抑制する役割を少なからず果たしている。

これとは反対に、他国のために集団的自衛権を行使するかどうかは各国の自由であるため、期待していた援助が受けられない可能性もある。そこで、2つ以上の国が地域的取極を結ぶことにより、外部からの武力攻撃に対する相互援助を義務化することが行われる。これがいわゆる同盟である。国連憲章は、このような地域的取極の締結を認めている（第52条1⁵）

同盟を締結する際に、取極（条約）に、相互援助義務が課される地域を定める場合と、定めない場合がある。現行の日米安全保障条約や北大西洋条約、米比相互防衛条約は前者であり、中朝友好協力相互援助条約や集団安全保障条約（Collective Security Treaty Organisation：CSTO）は後者である。

かつて、日英同盟においては相互援助義務が課される地域が制限されていなかったため、日本は艦艇を地中海に派遣することができた。

2. 我が国の集団的自衛権の解釈の変遷

(1) 1960年（昭和35年） - 1970年（昭和45年）

集団的自衛権に関する議論の中で、集団的自衛権の保有と行使を区別した議論は行われなかった。当時は、締約相手国に自衛隊を派遣することは憲法上禁止されていると解釈されていたが、基地の提供、経済の援助は集団的自衛権であり、かつ補給業務の提供は憲法違反でないと認識されていた⁶。

(2) 1970年（昭和45年）—1990年（平成2年）

集団的自衛権の行使に関する議論の中で、集団的自衛権は保有しているが行使できないとする現在の政府見解ができあがった。ただし、集団的自衛権の行使の内容については、「他国に加えられた武力攻撃を阻止すること」というあいまいな認識であった⁷。

(3) 1990年（平成2年）以降

周辺事態法成立の過程で、「武力行使の一体化」を巡る議論が行われた。政府は、「わが国が直接攻撃を受けていないにもかかわらず、そのような他国の武力の行使と一体化する活動を行うことは、憲法上許されない⁸」とした。ただし、一体化するかどうかは、活動の具体的内容の事情を総合的に勘案して、事態に即して個々具体的に判断するとしている。

以上が集団的自衛権の解釈の変遷である。集団的自衛権の行使を巡る今日のわが国の議論で不思議なことは、補給、輸送等の援助は「集団的自衛権の行使」ではないとされ、武力行使のみが集団的自衛権の行使とされていることである。これは国際的な理解とは異なる。例えば、北大西洋条約（NATO 条約）では、「兵力の使用（use of armed force）を含む必要な行動をとる」ことにより攻撃を受けた締約国を援助する義務が規定されている。ちなみに、NATO 加盟国のアイスランドは軍隊を保有していない。従って、周辺有事の際に、米軍に対して補給、輸送等を援助する行動は国際的には立派な（限定的な）集団的自衛権の行使となる。そもそも集団的自衛権を保有と行使で分けて議論しているのは日本だけである。

3. 集団的自衛権の行使が禁止されていることによる問題点

1992（平成4）年4月、自民党は「日本国憲法改正草案」を決定・公表⁹した。（表1参照）併せて、「日本国憲法改正草案 Q&A 補遺版」を HP 上に公開している。

同補遺版には、「わが党は、結党以来、自主憲法制定を党是としています。占領体制から脱却し、日本を主権国家にふさわしい国にするため、これまで憲法改正に向けて多くの提言を発表してきました。」と記載されている。

つまり、改正の目的は、「日本を主権国家にふさわしい国にするため」であると書かれている。主権国家にふさわしい国とは何か。改正案によれば、軍隊を保持し、主権国家が自然権として保有している自衛権（個別的自衛権と集団的自衛権）を行使できる国ということであると推察される。

表1 現行憲法と自民党改憲案の対照表

現 行 憲 法	<p>第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、 国権の発動たる戦争と、 武力による威嚇又は武力の行使は、 国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。</p> <p>② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、 これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。</p>
自 民 党 改	<p>第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、 国権の発動としての戦争を放棄し、 武力による威嚇及び武力の行使は、</p>

憲 案	国際紛争を解決する手段としては用いない。 ② 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。
--------	---

(1) 日米同盟への影響

現行の日米安全保障条約では、相互援助義務が課される地域を「日本国の施政の下にある領域」と定めている。従って、我が国は、日本国の施政の下にある領域にある米軍等に対する援助義務を負っている。しかし、政府は「わが国が直接攻撃を受けていないにもかかわらず、そのような他国の武力の行使と一体化する活動を行うことは、憲法上許されない」としているため、次のような支障が生じている。

1999年に新ガイドライン（日米防衛協力のための指針）を実施するための「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（周辺事態法）」が成立した。この法律では、周辺事態に際して日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っている米軍に対して補給、輸送、修理及び整備、医療、通信、空港及び港湾業務及び基地業務を後方地域において我が国が実施するものと定められている。ただし、集団的自衛権の行使（すなわち武力の行使）に直結する武器（弾薬を含む）や戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備などの物品及び役務の提供は除外されている。

また、2002年に事態対処法制関連7法の1つとして「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」が成立した。この法律では米軍の行動を支援するための有効な措置が定められているが、依然として、武器（弾薬を含む。）や作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備について除外されたままである。寸秒を争う航空作戦においては、航空機への武器の搭載、給油、整備の適否が作戦の成否を左右するであろう。

ところで、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」は、報告書（平成20年6月24日）の中で、集団的自衛権の行使に関する現在の憲法解釈がもたらす具体的問題として次の4類型を提示した。

- ①公海における米艦の防護
 - ②米国に向かうかもしれない弾道ミサイルの迎撃
 - ③国際的な平和活動における武器使用
 - ④同じ国連PKO等に参加している他国の活動に対する後方支援
- ①と②が日米同盟の強化に係るものであるので、ここで若干考察する。

①について、米国がこの攻撃に対して自衛権を発動しなければ、我が国が集団的自衛権を発動する法的根拠はない。日本が米艦艇を攻撃した艦艇を攻撃した行為は、正当防衛による武器使用の範疇であると認識すべきである。

②について、現在の日本には、我が国上空を飛行する弾道ミサイルを迎撃する能力がないので議論する意味がない。あえて言えば、現行日米安保条約の下では、日本に米国本土を防衛する義務はないであろう。もし、相互援助義務が課される地域に米国本土が含まれるように日米安保条約が改正された場合には、弾道ミサイルを迎撃する義務が生じる。

4 類型に続き、2013 年 10 月に政府の「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（安保法制懇）」が集団的自衛権の行使に関する現在の憲法解釈で支障が出る恐れのある次の 5 事例を公表した。

- ①日本周辺有事のために活動する米艦などへの攻撃の排除
- ②日本船舶の航行に重大な影響を及ぼす海上交通路（シーレーン）の機雷除去
- ③同盟国である米国を攻撃した国に武器を供給する船舶の臨検
- ④国連の決定に基づく制裁措置（多国籍軍など）への参加
- ⑤領海内に潜航する外国潜水艦への対処

①と③が日米同盟に関連するものであるで、ここで若干考察する。

①について、4 類型の①で述べたような正当防衛による武器使用では対応できず、集団的自衛権の行使を容認しなければ対応できない。これがかなわない場合、米国の信頼を失わないために、改定が予定されている「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」の協議の中で、日本のできること、できないことを明確にしておくことが重要である。

③について、船舶の臨検については、周辺事態法が制定されているが、同法では、臨検は国際連合安全保障理事会の決議に基づいて、又は旗国の同意を得て行うと定められている。臨検は、相手が抵抗した場合に武器の使用が考えられるが、これは、集団的自衛権の行使（武力行使）には該当しないと考えられる。早急に同法を改正すべきである。

付言するが、同盟の信頼性・実効性を高めるには様々な方法がある。これを段階的に言えば、第 1 段階は、日米同盟のように条約を締結する、第 2 段階は、米韓同盟のように連合軍司令部を設置し指揮系統を一元化する、最も実効性のある第 3 段階は、北大西洋同盟（NATO）のように、通常から軍団以上の司令部と部隊を多国籍軍編成とし、一部部隊を常設軍（地中海常設海軍部隊、AWACS 部隊等）とし、さらに各国は特定の部隊を NATO 指揮下に配属することである。このように、日米同盟が他の同盟に比べて低い段階にあることを銘記すべきである。

(2) 国連の集団安全保障体制への影響

ア. 国連の集団安全保障措置

国連安保理事会は、加盟国の武力行使禁止原則（2 条の 4）を前提として、その違反が生じた場合には、国連憲章第 7 章の規定のもとに、国際の平和と安全を維持または回復するために強制措置をとることができる。強制措置は経済制裁から軍事的制裁にまで多岐にわたる。これが集団的安全保障措置である。すべての加盟国は、国際連合がこの憲章に従ってとるいかなる行動に対してもあらゆる援助を与える義務を有している（第 2 条 5）。

冷戦期は、米ソ対決による拒否権の乱発で国連は事実上機能不全にあった。朝鮮国連軍という唯一の例外（ソ連の安保理ポイントによって成立）を除き、国連軍は一度も成立しなかった。ただし、朝鮮国連軍の実態は米軍主導のいわゆる多国籍軍と呼ぶべきもので、国連憲章第7章が本来予定した国連軍とは異質のものであり、特殊な国連軍又は国連旗の使用を許された多国籍軍とも呼ばれる。国連軍については、常任理事国が拒否権を保有している限り、予見しうる将来においても国連軍が編成されることはないであろう。

湾岸戦争において、国連安保理が多国籍軍に武力行使を授權（delegate）することによって、指揮権の問題を加盟国の自主性に任せながら、国連が権威を与える（authorization）という国連多国籍軍が実績をつくった。爾後、地域紛争の平和・秩序の回復・維持、人道救援活動の支援などに国連多国籍軍が従事する事例が多数見られるようになった。

国連創設以来、編成された多国籍軍と有志連合は図1のとおりである。

図1 国連創設以来編成された多国籍軍・有志連合*（筆者作成）

1	1950年	朝鮮国連軍	安保理決議第84号 7月7日
2	1990年	湾岸多国籍軍	安保理決議第678号 11月29日
3	1991年	イラク北部におけるクルド人保護	安保理決議第688号 4月5日
4	1992年	ソマリア多国籍軍(UNITAF)	安保理決議第794号 12月3日
5	1994年	ルワンダ多国籍軍	安保理決議第929号 6月22日
6	1994年	ハイチ多国籍軍	安保理決議第940号 7月31日
7	1995年	ボスニア和平実施部隊(IFOR)	安保理決議第1031号 12月15日
8	1997年	アルバニア多国籍軍	安保理決議第1101号 3月28日
9	1997年	中央アフリカ多国籍軍	安保理決議第1125号 7月2日
10	1999年	コソボ国際安全保障部隊(SFOR)	安保理決議第1244号 6月10日
11	1999年	東チモール国際軍(INTERFET)	安保理決議第1246号 9月15日)
12	2001年	アフガニスタン有志連合	安保理決議1368号 9月11日(集団的自衛権の発動を容認)
13	2001年	アフガニスタン国際治安支援部隊(ISAF)	安保理決議第1386号 12月20日
14	2001年	イラク攻撃有志連合(10月7日攻撃開始)	安保理決議第1483号 2003年5月22日(多国籍軍の活動を容認)
15	2011年	リビア攻撃多国籍軍	安保理決議第1973号 3月17日

*有志連合は、国連から武力行使を授權されていない国際軍というニュアンスで使用されている。

イ．国連軍又は国連多国籍軍等に対する援助の制約

既述したが、すべての加盟国は、国際連合がこの憲章に従ってとるいかなる行動に対してもあらゆる援助を与える義務を有している（第2条5）。

ところが、我が国は、集団的安全保障措置に関しても、武力の行使又は武力の威嚇にあたる行為については、我が国としてこれを行うことが許されないとしている¹⁰。

このため、日本は、武力行使を前提として編成された国連多国籍軍・有志連合に参加できないばかりかそれらの部隊に対する援助についても制約があるという事態となっている。

そこで、我が国は、その都度、自衛隊法に基づき又は特別措置法に基づき自衛隊を海外に派遣し、国連多国籍軍・有志連合に対する武力行使と一体化しない後方支援を行ってきた。

湾岸戦争後の1991（平成3）年、わが国の船舶の航行の安全を確保するため、海上自衛隊（以下、海自）の掃海部隊がペルシャ湾に派遣された。本派遣は、わが国船舶の航行の安全確保という趣旨に加えて、被災国の復興という平和的、人道的な目的を有する人的な国際貢献策の一つとしての意義を有していた。（ペルシャ湾への掃海部隊の派遣の詳細については次項を参照）

また、2001（平成13）年の9.11テロを受けてテロ対策特措法（08年12月からは補給支援特措法）が制定され、海上自衛隊は中断をはさみながらも、約9年（01年10月～10年2月）にわたりインド洋において不朽の自由作戦（海上阻止活動を含む）に従事している各国艦船に対して補給活動を行った。この補給活動は、海上阻止活動に参加する各国艦船の作戦効率の向上に大きく寄与し、我が国の補給活動は各国から高く評価された。

さらに、2003（平成15）年にはイラク特措法が制定され、陸上自衛隊イラクのサマーワにおいて医療、給水、学校・道路など公共施設の復旧・整備を行い、航空自衛隊はクウェートを拠点にイラク国内への人道復興関連物資などの輸送を法律が失効する2009年7月まで行った。この法律を巡る国会審議では「戦闘地域」とそれ以外とをいかに分けるかが問題となった。これも集団的自衛権の行使に関する現在の憲法解釈がもたらした不毛の議論である。「非戦闘地域」に派遣された自衛隊であったが、結局、外国の軍隊に守られなければ安全が確保できなかった。¹¹ このようなことは二度と在ってはならない。隊員の士気を低下させるばかりか、諸外国から侮られるだけであろう。

現在、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処のため海賊対処派遣部隊が派遣されている。平成21年3月に自衛隊法第82条（海上における警備行動）に基づき海上自衛隊の護衛艦2隻が派遣された。この海自派遣部隊は、後に海賊対処法が成立（平成21年6月）したことから、護衛活動の根拠法は自衛隊法等に定められた海上警備行動から海賊対処法に切り替えられるとともに派遣部隊の名称も海賊対処派遣部隊となり今日に至っている。

かつて、国連中心主義というものがあった。憲法第98条には「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と規定されている。

そこで、集団安全保障の概念の下に国連憲章第 43 条に基づく国連軍に参加することは、憲法第 9 条に抵触しないというものであった。

しかし、我が国では「一般には憲法が条約に優位すると解される」とする政府答弁書¹²が出されている。従って、集団的自衛権の行使が容認されなければ、いわゆる一国平和主義からの脱却は不可能である。

4. 武器の使用が制限されていることによる問題点

(1) 国際平和協力の法成立

我が国が最初に自衛隊を海外に派遣したのは湾岸戦争後のペルシャ湾への掃海部隊の派遣である。この派遣は、自衛隊法第 99 条を根拠に行われた。1990 年（平成 2 年）8 月 2 日、イラクによるクウェートへの軍事侵攻で始まった湾岸戦争は、冷戦後の世界が経験した最初の国際危機であった。この危機に際し、日本の貢献は、130 億ドルの資金的貢献のみであった。日本が莫大な資金的貢献をしたにもかかわらず、クウェート政府が米国の主要英字紙に掲載した感謝国 30 カ国には日本の国名が無かったことは日本人に大きなショックを与えた。

湾岸戦争当時、日本が人的貢献をせず、資金的貢献のみであったことを、諸外国の軍人がどのように評価していたかについて、湾岸戦争終了後にペルシャ湾の機雷掃海のために派遣された海上自衛隊の掃海部隊の指揮官であった落合峻 1 等海佐（当時）は、その手記の中で次のように述べている。

『(略) 今回の湾岸戦争に対する日本の対応についても同様の批判が多かった。「日本人だって 130 億ドル、つまり日本国民一人が 1 万円ずつ払って立派に国際貢献しているんだ。」と開き直っても、彼等から「一人 1 万円か、ニアリー・イコール百ドルだな。百ドルさえ払えばペルシャ湾にこなくていいのであれば、俺は今ここで百ドルはらってやるよ。」と反撃を食らって返す言葉もなく、悔し紛れに、ただただ、カティーサークの水割りをがぶ飲みしていた私（落合 1 等海佐）であった。¹³』

この「湾岸ショック」をきっかけに、日本は人的な国際貢献の必要性を認識し、平成 4 年（1992 年）には国際平和協力法が成立した。同法の成立により、国連平和維持活動（国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、国際連合の統括の下に行われる活動）へ参加が可能となった。しかし、同法制定時に武器の厳しい使用制限と平和維持隊本体業務への参加凍結が規定された。

(2) 国連を通じた国際平和協力活動への影響

ア. 武器の使用制限

自衛隊の「武力の行使」や「武器の使用」には、憲法上の判断から厳しい制約が設けられているが、自衛隊が海外において活動をする場合、自らの安全を確保するために武器を

使う必要が生じることは大いにあり得ることであった。そこで政府は、国際平和協力の審議の際、「自己保存のための自然権的権利」という独自の根拠を編み出し、そのうえで、「隊員個人の生命・身体を守るための必要最小限の武器使用は、憲法の禁じる武力行使にはあたらない」という統一見解¹⁴を示し、個人の自然権をよりどころに、海外での武器使用を認めた。

ところが、実際に自衛隊が国連 PKO へ参加してみると、自衛隊の場合は「武器使用の制限」が他国以上に厳しく、この「武器使用の制限」が部隊の任務遂行や隊員等の安全確保にとって障害となってきた。

そのような中、1993年(平成5年)5月4日、国際連合カンボジア暫定統治機構(UNTAC)へ文民警察官として派遣されていた高田晴行警部補(当時)が、国道をパトロール巡回中に武装ゲリラの攻撃を受け殺害された。これを受けて、ルワンダ難民救援派遣に際しては機関銃の携行が認められた。因みに、カンボジアとモザンビークでは拳銃と小銃だけであった。また、ルワンダ難民救援では、武装集団の襲撃に遭った日本人の医療協力 NGO のメンバーを、難民救援隊の現地指揮官の判断により、救助するという事案が発生した。

このような数度の海外派遣を経て、武器の使用に制限緩和について、逐次、次の改正が行われた。

法律法制定等 1992(平成4)年	・要員(自分及び一緒に活動する隊員)の生命保護のための必要最小限の武器使用可
1998(平成10)年	・現場の上官の命令による武器使用可
2001(平成13)年	・「自己の管理下に入った者(他国の平和維持隊員を含む。)」の防衛のための武器使用可 ・「武器、弾薬などの防護」のための武器使用可

以上のような改正にも係らず、現在でも、誘拐された国連職員、邦人等を救出すケースや襲撃された他国部隊を救援するケースにおける武器の使用は認められていない。

国連は、「要員を防護するための武器使用」(Aタイプ)と「国連 PKO の任務遂行に対する妨害を排除するための武器使用」(Bタイプ)を認めているが、日本の国際平和協力法では、Aタイプの武器使用、しかも「自己や現場に所在する他の自衛隊員等」と、「自己の管理下にある者の防護のため」にしか武器の使用を認めていない。つまり、日本の隊員は、共に行動する他国の部隊とは別の基準で行動することになる。

昨年(2013年)2月19日、国連南スーダン派遣団(UNMISS)基地が反政府勢力派とみられる部隊に襲撃され、インドの PKO 要員3名が殺害された。自衛隊が非戦闘地域に配備されたとしても、近隣に配備された他国の PKO 部隊が襲撃されたり、あるいは近隣で文民、たとえば邦人がゲリラ組織に襲われたりするかもしれない。そのような場合でも自衛隊は「武器使用の制限」に縛られ、現場に駆けつけて彼らを警護することができないいわゆる「駆けつけ警護」の問題である。自衛隊が仲間を見捨てるような行動を取ったな

らば、他国の部隊との信頼は崩れ、国際社会の非難を浴びることになるであろう。もっとも気の毒なのが、仲間を見捨てない（Camaraderie）という人間共通の倫理を果たすことができない現場の指揮官である。

以上のような問題を解決するには、自衛隊の PKO 部隊にも、「国連 PKO の任務遂行に対する妨害を排除するための武器使用」（B タイプ）を認めるべきである。そして、日本の PKO 部隊も、他国の PKO 部隊と同じ武器使用基準（ROE）を採用すべきである。さらに、人道的な見地からいわゆる駆けつけ警護を容認すべきであろう。

イ．本体業務への参加凍結

国際平和協力法案制定時（平成 4 年）に、武力紛争の停止の遵守状況・武装解除の履行の監視、放棄された武器の収集・処分等、の武器の使用の可能性が大きい国連平和維持隊本体業務への参加が凍結された。この本体業務へは各国の軍隊が派遣されている通常国連 PKF（peacekeeping force）と呼ばれる。

同法施行後、自衛隊は 9 年間に 6 回（カンボジア、モザンビーク、ゴラン高原、東チモール、スーダン）国連 PKO に参加し、着実に実績と経験を積み上げた。このような実績を踏まえ、また、我が国が国連 PKO に積極的に貢献することについて内外で期待が高まってきていることなどを受け、平成 13 年に凍結が解除された。しかし、未だ国連平和維持隊本体業務への自衛隊の派遣実績はない。

おわりに

集団的自衛権の行使を容認するかしないかは、国民一人ひとりが日本をどのような国にしたいかという思いにより意見が異なるであろう。ある人はふつうの国にしたいと言い、また、ある人は戦争をしない国にしたいという。その違いは、各自の歴史観、人生観により生ずるものであろう。

読売新聞社が実施した全国世論調査（2 月 22～23 日、面接方式）では、「憲法の解釈を変更して使えるようにする」が 27%で、「憲法を改正して使えるようにする」の 22%と合わせると、行使容認派は 49%、「これまで通り使えなくてよい」は 43%とほぼ賛成、反対が拮抗している。

しかし、日本は、このままでよいのであろうか。国際政治は冷酷である。カルタゴのように隣国にうとまれ歴史上から消えていった国もある。

「カルタゴは、軍事大国ローマと第 2 次ポエニ戦争を戦い敗れて無条件降伏した。その時の講和条約の一つが『専守防衛に限り自衛軍の存続を認めるが海外派兵は認めない。』というものであった。戦後、カルタゴは経済活動のみに専念し、奇跡の経済復興を成し遂げた。発展をつづけるカルタゴを苦々しい思いでみていたのはローマの元老院（議会）ばかりでなく、他の地中海諸国も同様であった。ローマは、いろいろな無理難題をカルタゴに

おしつけ、それを拒否したカルタゴに一方的に宣戦を布告し大軍を送った。カルタゴは、仲介をたのむ国もなく、孤立無援の戦いをつづけ、ついに全国民玉砕し、カルタゴは地球上から完全に抹殺されてしまったのである。¹⁵⁾

カルタゴの教訓は、「日本にどんなに正義があり、理があったとしても、西欧、特にアメリカで『デレンダ・エスト・ヤパーニア（日本は滅ぼさねばならん）』と議会で演説をする議員を登場させてはならない、ということではないだろうか。¹⁶⁾

国会やマスコミでは憲法解釈で対処すべきか憲法改正で対処すべきについて議論されているが、重要なことは日本が国際社会において孤立しないことであり、そのためには、集団的自衛権を行使できる国家となり、日米同盟を強固なものとすることである。（了）

¹ ①衆議院議員中川正春君提出イラクへの自衛隊派遣に関する質問に対する答弁書（平成16年2月6日）

『「武力の行使」とは、基本的には国家の物的・人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為をいう。』

②武器の使用と武力の行使の関係について（平成3年9月27日衆・PKO特別委提出）

「自己又は自己とともに現場に所在する我が国要員の生命又は身体を防衛することは、いわば自己保存のための自然権的権利というべきものであるから、必要な最小限の「武器の使用」は、憲法第9条1項で禁止された「武力の行使」には当たらない。」

² 集団的自衛権に関する政府見解（昭56.5.29の政府答弁書）

「国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利を有しているものとされている。我が国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている。」

³ 国連憲章第51条

「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持または回復のために必要と認める行動をいつでもこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。」

⁴ 国立国会図書館立法調査資料松葉真美著「集団的自衛権の法的性質とその発達」

http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200901_696/069604.pdf

⁵ 第52条1

「この憲章のいかなる規定も、国際の平和及び安全の維持に関する事項で地域的行動に適当なものを処理するための地域的取極又は地域的機関が存在することを妨げるものではない。但し、この取極又は機関及びその行動が国際連合の目的及び原則と一致することを条件とする。」

⁶ 参議院- 予算委員会林内閣法制局長官答弁昭和35年（1960年）3月31日

「これはいろいろの内容として考えられるわけですが、たとえば現在の安保条約におきまして、米国に対して施設区域を提供いたしております。あるいは米国と他の国、米国が他の国の侵略を受けた場合に、これに対してあるいは経済的な援助を与えるというようなこと、こういうことを集団的自衛権というような言葉で理解すれば、こういうものを私は日本の憲法は否定しておるものとは考えません。」

⁷ 「集団的自衛権と憲法との関係に関する政府資料」（昭和47年（1972年）10月14日参議院決算委員会提出資料）

「一略一したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。」

⁸ 衆・安保委 大森内閣法制局長官答弁（平成9年11月27日）

「我が国に対する武力行使がない、武力攻撃がない場合におきまして、仮にみずからは直接武力の行使に当たる行動をしていないとしても、しないとしても、他のものが行う武力の行使への関与の密接性などから、我が国も武力の行使をしたという法的評価を受ける場合があり得る。そのような法的評価を受けるような形態の行為はやはり憲法九条において禁止せられる。」

⁹ 自民党「日本国憲法改正草案 Q&A 補遺版」

https://www.jimin.jp/policy/pamphlet/pdf/kenpou_qa.pdf

¹⁰ 秋山内閣法制局第1部長答弁（1998〈平成10〉年5月14日）

「我が国としまして、最高法規であります憲法に反しない範囲で、憲法98条第2項に従いまして国連憲章上の責務を果たしていくということになりますが、その場合、もとより集団的安全保障あるいはPKOにかかわりますいろいろな行動のうち、憲法9条によって禁じられている武力の行使または武力による威嚇に当たる行為につきましては、我が国としてこれを行うことが許されない。」

¹¹ asahi.com 「自衛隊の安全確保のため」 豪がイラクに450人増派

<http://www.asahi.com/special/iraqrecovery/TKY200502220148.html>

¹² 平成14年12月6日第155回国会答弁書第二号

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/155/touh/t155002.htm>

¹³ 防衛省「湾岸の夜明け作戦」 <http://www.mod.go.jp/msdf/mf/history/img/001.pdf>

¹⁴ 1に同じ

¹⁵ 外務省「ODA ホームページ：第4話歴史に学ぶ」

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/hanashi/story/1_4.html

¹⁶ 服部伸六著「カルタゴ」（現代教養文庫）253頁